

こんな消費者トラブル ありました!



市民生活課市民生活係
☎0824・73・1154

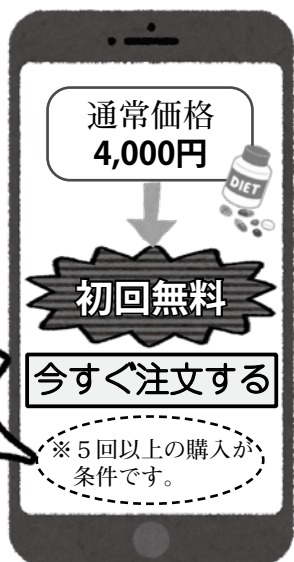
お得にお試し? 定期購入のトラブルに注意!

意図しない定期購入トラブルの相談事例

SNSで「ダイエットサプリ、お試し500円」という広告を見て注文した。

500円のサプリを受け取った翌月に、同じ商品が届き、高額な請求書が一緒に入っていた。

慌てて事業者に問い合わせると、「5回の商品購入が条件の契約だ」と言われ、料金を支払ってしまった。



被害に遭わないために 知っておきたい3つのこと

▼「無料」や「お試し価格」をうたう商品は、定期購入の可能性が高いため注意しましょう。2回目以降の支払いは高額な料金を請求される恐れがあります。

▼購入前に、定期購入になっていないか、契約内容を確認しましょう。解約・返品等の条件が見えにくい場所に小さな字で表示されていることがあります。「いつでも解約可能」とあっても、途中で解約すると、高額な料金を請求される事例も発生しています。

▼通信販売は、返品について事業者が決めた特約（返品特約）に従うことになり、原則クーリング・オフができません。購入は慎重にしましょう。

不安に感じたり、トラブルに巻き込まれたりしたときは、「庄原市消費生活センター」へご相談ください。

☎0824・73・1228
月～金曜日（祝日除く）
9時～12時、13時～16時

安心・安全な毎日のために

広島県夏の交通安全運動の実施

交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣づけ、交通事故のない安全で安心な交通社会を実現しましょう。

期間 7月11日(日)～20日(火)(10日間)

スローガン
ゆとりある
心と車間のデスタンス

運動の重点と推進項目

子どもと高齢者の安全な通行の確保
信号機のない横断歩道は、歩行者が優先です。

歩行者は道路横断時には必ず左右の安全確認をして横断してください。夜間はLEDライトを携行し、反射材用品を着用するなど、車両の運転者に、気付かれやすい服装をしましょう。



高齢者の交通事故防止

安全運転サポートカーへの乗り換えなどを検討しましょう。

運転に不安がある人やその家族は、運転適性相談窓口や安全運転相談専



庄原警察署 ☎0824・72・0110

用ダイヤル（☎#8080）を積極的に利用してください。

飲酒運転の根絶

飲酒運転は重罪です。地域、職場、家庭などで、飲酒運転を絶対に許さない雰囲気を作りましょう。

自転車の安全利用の推進

自転車は「車両」であることを認識し、交通ルールを遵守しましょう。

広島県道路交通法施行細則が一部改正

広島県道路交通法施行細則が一部改正され、誕生日にかかわらず、「小学校に入学するまでの幼児」を、自転車の幼児用座席に乗せることができるようになりました。（改正前は「6歳未満」の幼児が可能）

ただし、自転車事故も多く発生していますので、自転車に幼児を乗せる際には、必ずヘルメットを着けさせ、安全運転に努めてください。

交通死「事故」の発生

6月に庄原警察署管内で、雨天時における高齢者単独死亡事故が発生しました。雨天時はスリップしやすく、視界も悪くなります。速度を落とし、急ブレーキや急ハンドルなどは、極力避けてください。